

## 公の施設目標管理型評価書

|      |  |      |                        |             |
|------|--|------|------------------------|-------------|
| 施設名  | 味方体育館  |      |                        |             |
| 管理者名 | 新潟市開発公社  | 指定期間 | 平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 |             |
| 担当課  | 南区地域総務課  |      |                        |             |
| 所在地  | 区名   | 南区   | 住所                     | 南区西白根2676番地 |
| 根拠法令 | スポーツ基本法  |      |                        |             |
| 設置条例 | 新潟市体育施設条例  |      |                        |             |
| 施設概要 | 敷地面積 2,025.78㎡<br>建築構造 鉄筋コンクリート造2階建<br>主要施設 事務室, アリーナ, ステージ, 卓球場, 放送室, 更衣室2室, 物置,<br>トレーニング場, 柔道場<br>その他 駐車場100台 |      |                        |             |

| 施設設置目的   |
|--|
| スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。   |
| 管理・運営に関する基本理念、方針等  |
| <p>(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8)指定管理者制度を理解し、実践すること。</p> |

| 視点 | 評価項目        | 評価指標                              | 実績                      | 評価 | 評価コメント |
|----|-------------|-----------------------------------|-------------------------|----|--------|
| 市民 | 広報の充実       | ・ホームページアクセス数(管理施設全体)が年間3,000件以上   | 21,600件                 | A  | 目標達成   |
|    | 基準利用者数の達成   | 年間利用者数 14,000人以上                  | 23,381人                 | A  | 目標達成   |
|    | 苦情・要望に対する対応 | ・苦情・要望には7営業日以内に回答<br>・苦情対応マニュアル整備 | ・回答が必要な苦情・要望なし<br>・整備済み | B  | 適切に実施  |
|    | 各種サービス別満足度  | ・利用者アンケートで「満足」が60%以上(管理施設全体)      | 「すごく満足」<br>「満足」が77%     | A  | 目標達成   |
| 財務 | 市の収入の増加     | ・使用料収入を年間1,300千円以上                | 1,530,577円              | A  | 目標達成   |
|    | 人身事故に関するもの  | ・補償を伴う事故発生件数0件                    | 該当なし                    | B  | 該当なし   |
|    | 物損事故に関するもの  | 指定管理者が修繕できないものが5年間(管理施設全体)で1件以下   | 該当なし                    | B  | 該当なし   |
|    | 臨時休業時間      | 指定管理者の管理運営責任で臨時休業日0日              | 該当なし                    | B  | 該当なし   |

|        |                            |  |  |   |       |
|--------|----------------------------|--|--|---|-------|
| 業<br>務 | 日常連絡の適切さ                   | ・月次報告書の締切厳守<br>・市からの質問事項等の<br>×切厳守   | 遵守   | B | 適切に実施 |
|        | 事業計画・事業報告の適切<br>さ          | 事業計画書・事業報告提出<br>の×切厳守  | 遵守   | B | 適切に実施 |
|        | 安全責任者の配置と安全確保<br>体制の確立     | ・安全責任者は常勤職員<br>が配置されているか<br>・安全責任者が不在の場合<br>の代理が決まっているか<br>・連絡体制、連絡方法のマ<br>ニュアルが整備されている<br>か   | ・施設長が兼<br>務。施設長が不<br>在の時は次席<br>・緊急連絡網整備<br>済み  | B | 適切に実施 |
|        | 事件・事故発生時の対応の<br>適切さ        | ・利用者の安全確保のため<br>の対応要項が整備されて<br>いるか(避難の誘導や<br>蘇生対応等)<br>・警察や消防への連絡体<br>制が整備されているか<br>・被害拡大の予防対策が<br>整備されているか(初期消<br>火、施設の閉鎖等)<br>・市の主管課への連絡体<br>制が整備されているか<br>・事件・事故対応訓練や講<br>習を年1回以上実施<br>・事故報告は発見より30<br>分以内<br>・重クレーム報告は1時間<br>以内<br>※一報は電話でよい | ・緊急連絡網の<br>整備<br>・消防訓練実施<br>・警察指導による<br>防犯講習会を<br>開催<br>・応急手当普及<br>員による救命講<br>習会を受講<br>・事故報告・重ク<br>レーム報告該当<br>なし | B | 適切に実施 |
|        | 関係法令の遵守                    | 個人情報の取り扱いに関<br>するマニュアルの整備  | 整備済み   | B | 適切に実施 |
|        | 守秘義務の徹底                    | 機密情報の取り扱いに関<br>するマニュアルの整備  | 整備済み   | B | 適切に実施 |
|        | 業務基準書等に定める事項<br>の遵守        | 業務基準書等に定める事<br>項の遵守  | 遵守   | B | 適切に実施 |
| 人<br>材 | 配置人員のミッションの理解<br>度とスキルの習得度 | 職員研修を年1回以上(管<br>理施設全体で)実施  | 各研修を実施   | B | 適切に実施 |
|        | 労働基準の充足                    | 労働関係法令の遵守  | 遵守   | B | 適切に実施 |

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている  
 B: 要求水準(評価指標)が達成されている  
 C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

特定天井改修工事により白根カルチャーセンターのアリーナが使えない期間があったため、当館の利用が増えた。初めての利用の方が多く来館されたが、多くの方に繰り返し利用していただくことができた。今後も初めての方にリピーターになっていただけるよう丁寧な接客に努めていく。

所管課による総合評価(所見)

全ての目標を十分に達成している点、老朽化等の進む古い施設を最大限活用している点等、当施設の指定管理者は、基準書並びに業務計画書に基づき、適正に管理を行っていると言える。白根カルチャーセンターの工事で増加した利用者に少しでも使い続けてもらえるように、今後も適正な管理に努めていただきたい。